

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

八街市協働のまちづくり条例(案) に対する皆さんのご意見を

市では、市民とともにまちづくりを推進するため、八街市協働のまちづくり条例の策定作業を進めています。条例には、本市に関わるすべての人びとがまちづくりの担い手となって、互いに支え合い、地域課題に取り組んでいくための基本的なルールや、協働のまちづくりを推進するための仕組みなどを定めます。

応募資格

・市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所・法人がある方

意見の提出方法

氏名・団体名(所属している方)、住所、電話番号を記載し、総務課へ提出、郵送、FAX、Eメールのいずれか。

提出先

〒289-1192 八街市八街ほ35番地29
FAX 444-0815
Eメール Soumu@city.yachimata.jp

総務課

443-1113

潜在保育士などの職場体験を実施

保育士・幼稚園教諭の資格を有しながら現在保育所で働いていない方(潜在保育士など)で再就職を希望する方を対象に、市立保育園の職場体験を実施します。※年齢制限はありません。

体験実施期間・時間

1人につき2日間程度
午前9時～午後4時15分
(休憩時間45分)

体験施設

八街保育園・実住保育園

体験申込期限

3月3日(金)
子育て支援課
443-1693

体験内容

各年齢別保育・子育て支援センターおよび園庭開放など

朝陽保育園・交進保育園

二州第一保育園

二州第二保育園

春季全国火災予防運動を実施 3月1日～7日

「消しましょう その火その時」

この運動は、火災が発生しやすい時季に当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることや、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施しています。

「4つの対策」

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

◆寝具、衣類およびカーペットからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

◆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

◆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制をつくる。

◆わが家の火災警報器、いますぐチェック

◎住宅用火災警報器は、古くなる電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

◎ボタンを押す、またはひもをひいて作動確認をしましょう。10年経っていない場合も、故障などの場合は交換が必要です。

◎設置時期を確認してみましょう。火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

☎ 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部予防課
481-1217

平成30年度から「就学指定校変更」の制度が変わります

教育委員会では「八街市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則」に基づき、お子さんが通学される学校を指定しています。

これまで適用していましたが、「地理的な理由」について、可能な範囲で承認しましたが、児童数の偏りが生じるなど課題も多くありました。

学区や各学校の学級数を適正に維持する目的から、「地理的な理由」による指定校変更は平成30年度より行いません。

※平成29年度中の申請も含まれます。(平成30年4月入学者の事前申請)

なお、平成30年度からは、次の要件に該当した場合のみ就学指定校を変更することができま

①身体的な理由
身体虚弱・病弱など
②住居の改築など
住居の一次的な異動・住宅を購入し、転入先の就学指定校を希望する場合

学指定校を希望する場合

③特別支援学級
就学指定校に該当する特別支援学級がない場合

④進路指導
小学校6年生、中学校3年生の児童・生徒で、保護者が当該児童・生徒の通学に責任を持てる場合

⑤いじめなどに関するもの
学校で十分な指導をしてい

るにも関わらず、いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合

⑥兄弟姉妹に関するもの
就学指定校の変更がすでに許可され、在学している児童・生徒の兄弟姉妹と同じ学校へ就学を希望する場合

⑦部活に関するもの(中学校)
就学指定校に希望する部活動がない場合

⑧その他
教育委員会が妥当と認め

た場合
☎ 学校教育課
443-1446

八街市議会3月定例会

八街市議会3月定例会は、2月17日(金)から3月16日(木)までの日程で行われる予定です。

一般質問日程(予定)

2月22日(水)・23日(木)・24日(金) 午前10時
☎ 議会事務局 443-1482

FAX 444-0815